

評議員及び役員の報酬及び費用の支給に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人天真会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員並びに理事及び監事（以下「役員」という。）に係る職務の執行に対する報酬及び費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 この法人は、評議員及び役員に対し報酬を支給する。

2 報酬の支給対象となる職務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び理事会への出席
- (2) 監事による監査（定期又は臨時）
- (3) 行政機関による監査への立会
- (4) 評議員及び役員の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修
- (5) その他理事長が必要と認めた職務

(報酬の額)

第3条 評議員に対する報酬は、前条第2項各号に定める職務について、定款第8条により、1回につき5千円の支給とする。

2 役員に対する報酬は、前条第2項各号に定める職務について、1回につき5千円の支給とする。但し、職員兼務の理事については、役員としての報酬は支給しない。

3 法人の業務に従事する理事長に対し以下の役員報酬を支払う。

(1)理事長の報酬は勤務状況により以下の通りとする。

1週間に1日勤務の場合・・・月額200,000円以内

(2)前号の規定に基づく報酬は、各月10日に現金をもって支給するものとする。

(費用弁償の支給額及び支給方法)

第4条 第2条第2項各号に規定する職務に係る費用弁償の額は次のとおりとする。

- (1) 第2条第2項(1)から(3)に規定する職務については、当該職務1回につき2千円を支給する。
- (2) 第2条第2項(4)及び(5)に規定する職務については、社会福祉法人天真会旅費規程を準用する。
- (3) 前各号の他、評議員及び役員がその職務の執行に当たって負担した費用で、法人において負担することが妥当と認められる額

(報酬及び費用の支給方法)

第5条 前条までの報酬及び費用については、その職務の執行の都度支給するものとする。

平成31年1月1日より施行

ただし、前項(2)及び(3)に掲げる費用については、当該役員又は評議員の旅費請求書及びその他の費用の請求書の提出後速やかに支給するものとする。

(適用除外)

第6条 この法人の職員である理事については、前条までの報酬及び費用の支給は行わず、社会福祉法人天真会旅費規定によるものとする。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正については、評議員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成31年1月1日から施行する。